

<一般委託>

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務(その2) 仕様書

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市において抽出された大規模盛土造成地714箇所のうち南・西地区310箇所について第二次スクリーニング計画の作成を行う。
2	履行期間	契約日から令和6年1月31日
3	施行場所	横須賀市内南・西地区
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	宅地造成等規制法、同施行令、同施行規則 横須賀市関係諸規則、その他関係法令及び規則等
7	資格要件	特記仕様書に記載されているとおりとする。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部開発指導課 吉田 光平

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

特記仕様書

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、横須賀市（以下「甲」という。）が実施する、令和4年度大規模盛土造成地変動予測調査業務（その2）（以下、「本業務」という。）に適用されるものであり、受託者（以下「乙」という。）が業務で実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

なお、本仕様書に定めのない事項については、第3条に示す法令及び各図書に準拠するものとし、作業の詳細において記載のない事項については、甲との協議によるものとする。

第2条 (業務目的)

本業務は、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（以下、ガイドラインという）および「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」（以下、新たな考え方という）に基づき、横須賀市内において抽出された大規模盛土造成地について、大規模盛土造成地としての要件の確認及び宅地カルテの整備とともに目視による現地踏査、保全対象調査等の基礎資料の整理ならびに優先度評価を実施し、第二次スクリーニング計画を作成することを目的とする。

また、横須賀市内において抽出された大規模盛土造成地714箇所のうち、310箇所について第二次スクリーニング計画の作成を行う。

第3条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。

- (1) 宅地造成等規制法、同施行令、同施行規則（宅地造成及び特定盛土等規制法、令和5年5月施行予定）
- (2) 宅地防災マニュアル及び同解説（国土交通省、平成19年12月）
- (3) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省、平成27年5月）
- (4) 早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方(新たな考え方)（国土交通省大規模盛土造成地防災対策検討会報告参考資料、令和2年3月）
- (5) 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（国土交通省）
- (6) 横須賀市関係諸規則
- (7) その他関係法令及び規則等

なお、関係法令、規則及び規定において改正された場合や国から指針、通達等が示された

場合は、最新のものを使用すること。

第4条 (履行場所)

横須賀市内 310 箇所 (別添参照)

第5条 (委託期間)

本業務の委託期間は、契約日から令和6年1月31日までとする。

第6条 (用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- (1) 指示とは、乙側の発議により甲が乙に対し甲の所掌事務に関する方針、基準、計画などを指示し実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、乙の発議により乙が甲に報告し甲が了解することをいう。
- (3) 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

第7条 (業務計画書)

- (1) 乙は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出(2部)して、承諾を得なければならない。
- (2) 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度甲に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (3) 甲が指示した事項については、乙はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第8条 (管理技術者と編成)

- (1) 管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(総合技術管理部門(土質及び基礎))、技術士(建設部門(土質及び基礎)または(河川、砂防及び海岸・海洋))、技術士(応用理学部門(地質))、RCCM(土質及び基礎または地質)あるいは地盤品質判定士の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。また、本業務に従事する管理技術者は、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者でなければならない。
- (2) 管理技術者は、甲の指示する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者は、屋外における調査業務等に際しては適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、乙の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- (4) 管理技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

第9条 (照査技術者及び照査の実施)

- (1) 乙は、本業務における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 照査技術者は、本業務の履行にあたり、技術士(総合技術管理部門(土質及び基礎))、技術士(建設部門(土質及び基礎)または(河川、砂防及び海岸・海洋))、技術士(応用理学部門(地質))あるいはRCCM(土質及び基礎または地質)の資格保有者でなければならない。また、本業務に従事する照査技術者は、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者でなければならない。

第10条 (担当技術者)

担当技術者のうち1名は、公益社団法人日本測量協会認定による空間情報総括監理技術者(以下、空間情報総括監理技術者とする)の資格を有し、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有する者を当てることとする。

また、第二次スクリーニング計画の作成の実績を有するものの、空間情報総括監理技術者の資格を担当技術者が有していない場合は、本業務に従事する際、社内で空間情報総括監理技術者の資格を有する者の支援体制が図られること。

第11条 (貸与資料)

本業務の実施にあたり、甲は以下の資料を乙に貸与するものとする。

- (1) 平成30年度大規模盛土造成地調査(関東・北陸地方)・検討業務 報告書 1式
(第一次スクリーニング 報告書)
- (2) 令和3年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務 報告書 1式 (83箇所)
- (3) その他参考となる資料

本業務終了後には、甲より貸与された資料は成果品の納入時まで返還するものとする。

第12条 (事務管理)

乙は、業務実施にあたり、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

第13条 (打合せ)

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行するために甲の指示する箇所など、必要な段階で手戻りのないよう甲と打合せを行い、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 特記仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められるものについては、甲と協議を行いその内容については、乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

第14条 (現地調査の土地立ち入り等)

- (1) 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- (2) 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託証明願いを甲に提出し、業務委託証明書の交付を受けるものとする。また、現地調査においては業務委託証明書を携帯して業務を行わなければならない。土地等の所有者、その他関係人等から請求があった場合は業務委託証明書を掲示するものとする。また、服装、言動については十分に注意を払うものとする。
- (4) 乙は、業務が完了した場合は、業務委託証明書を遅滞なく甲に返却するものとする。

第15条 (土地の使用)

乙は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

第16条 (官公庁等への手続き)

- (1) 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは甲と打合せの上、乙の負担において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議する。

第17条 (資料等の交付及び返還)

- (1) 乙は、貸与することに定められた図面及びその他関係資料等を甲に請求して交付を受けるものとする。
- (2) 乙は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

第18条 (検査)

- (1) 乙は、特記仕様書あるいは、あらかじめ甲の指示した箇所又は作業段階の区切り目等には、甲の確認を受けなければならない。
- (2) 乙は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品および関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

第19条 (成果品)

成果品は、第3章に定めるものを提出する。

第20条 (秘密の保持)

乙は、受託業務内容及びその結果を甲以外に公表、貸与又は使用してはならない。
なお、止むを得ない場合には、文書により申請して甲の承諾を得なければならない。

第21条 (成果品の帰属)

報告する成果品の著作権等は全て甲に帰属するものとする。

第22条 (損害賠償)

本業務実施において、乙の責任により生じた損害等は全て乙の責任において処理し、その費用についても乙が負担するものとする。

第23条 (テクリスの登録について)

乙は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、甲に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので甲と協議すること。
また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が乙に届いた際には、直ちに甲に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、甲の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

第2章 業務内容

第24条 (業務概要)

本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 計画準備
- (2) 優先度評価手法の検討
- (3) 基礎資料の整理
 - 1) 保全対象の調査
 - 2) その他の調査 (既往地盤情報、災害履歴調査他)
- (4) 現地踏査
 - 1) 目視による現地踏査
 - 2) 現地踏査等資料の整理
- (5) 第二次スクリーニング優先度評価
- (6) 大規模盛土造成地 (宅地) カルテの更新
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議
- (9) 大規模盛土造成地マップの更新
- (10) その他

第25条 (計画準備)

業務内容について十分把握し、業務全体の方針、細部仕様及び実施体制について甲と協議のうえ、業務計画書を作成し、甲に提出する。

第26条 (優先度評価手法の検討)

ガイドラインの優先度評価フローに基づく優先度評価指標、変状の程度や連続性、優先度評価指標の該当数、被害規模ランク等をもとに、第二次スクリーニングの相対的な優先度の評価手法について検討を行う。検討にあたり「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」も考慮にいれて行う。ただし、簡易地盤調査は行わないものとする。

優先度評価のための必要な調査については、以下の要素を考慮し実施する。

- ① 被害形態 (すべり崩壊、すべり変形、擁壁倒壊、擁壁変形)
- ② 造成年代、造成履歴、施工管理状況
- ③ 盛土地盤の構造・変状等

第27条 (基礎資料の整理)

乙は、本業務の基礎資料として次に掲げる調査を行うものとする。その他必要とする関係

機関の資料について収集整理する。

(1) 保全の調査

盛土造成地内及び盛土造成地下流側の住宅数及び防災上重要な公的施設等（道路、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地または避難所）の有無について調査する。

下流部の調査範囲は、対象盛土の長さの範囲で、最大 100m以内とし、河川等で区切られた地形条件があればその範囲までとする。その他、保全対象以外の防災関連施設、要援護者施設の有無、災害指定区域の有無を、対象盛土箇所及び下流部について調査する。なお、下流部の調査範囲は、保全対象と同じ条件範囲とする。

(2) その他の調査（既往地盤情報、災害履歴調査他）

既往地盤情報（ボーリングデータ）、災害履歴については、該当事項を調査する。

各種指定区域（宅地造成等規制法、都市計画、居住誘導、土砂災害警戒、他）の該当箇所について調査する。なお、資料取得の際に甲による申請手続きが必要となった場合は、乙は速やかに甲に申し出る。

第 28 条 （現地踏査）

(1) 目視による現地踏査

詳細調査が必要と判断した 310 箇所について現地踏査を行う。現地踏査では、下記に挙げる項目について調査し整理する。

- ①盛土および擁壁の形状と構造
- ②宅地地盤、擁壁・のり面の変状の有無
- ③地下水の有無
- ④盛土下の不安定な土層の有無（調査可能なケースのみ）

(2) 現地踏査等資料の整理

- ①現地踏査の状況を項目ごとに整理し、細目について優先度ランクにもとづく評価点を付し、擁壁等の施設の構造や変状等の特異な状況についての記述並びに現地写真について現地踏査票（ガイドライン宅地カルテ様式 3 に相当）に整理する。
- ②現地状況確認の記録写真は、撮影位置を盛土平面図上に索引図として表記し現地踏査写真票（ガイドライン宅地カルテ様式 4 に相当）に整理する。
- ③現地踏査等の調査結果を第二次スクリーニングの優先度評価結果表（ガイドラインの表 V.3.2 を参考）に取りまとめる。

第 29 条 （第二次スクリーニング優先度評価）

基礎資料整理結果及び現地踏査結果を踏まえ、設定した優先度評価手法に基づき、第二次スクリーニングの実施に向けた相対的な優先度を評価する。また評価の結果は、ガイドラインの表 V.3.2 を参考に、「第二次スクリーニングの優先度評価結果表」を作成する。

「第二次スクリーニングの優先度評価結果表」を作成にあたり、甲と十分に協議し行うこ

と。

第30条 （大規模盛土造成地カルテの更新）

基礎資料整理結果及び現地踏査結果に基づき、第二次スクリーニング計画の作成の調査項目について、大規模盛土造成地ごとに、貸与資料（ガイドラインで示されている様式）の様式1、様式3及び様式4の更新を行う。

第31条 （報告書の作成）

第二次スクリーニングを含む次期地盤調査の内容について整理し、今後の調査計画を作成する。調査した大規模盛土造成地の地域特性、社会条件並びに保全対象調査の状況、現地目視調査の状況、盛土被害形態及び影響範囲、想定被害規模等から総合的に優先度評価及び判定の経緯、次期地盤調査選定の経緯について報告書に取りまとめる。

第32条 （打合せ協議）

①打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時、成果品納品時の計3回打合せ協議を行う。打合せ後その都度協議内容を記録し甲へ提出すること。なお、打合せ回数の増減による設計変更は行わない。

②関係機関協議資料作成

乙は本業務の調査の実施に先立ち、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及びその他の必要な資料等の収集・作成を行う。

③関係機関打合せ協議

乙は本業務の調査にあたり必要に応じて関係機関（道路管理者、警察署、上下水道管理者、地下埋設物の所管者等）と打合せ協議を実施し、必要な届出等を行う。乙は、打合せ協議事項について記録簿を作成し甲に提出する。

第33条 （大規模盛土造成地マップの更新）

作業に伴い大規模盛土造成地マップ内容が変更になる場合は、大規模盛土造成地マップの更新作業を行う。

第34条 （その他）

乙は、本業務で抽出された問題点及び課題を整理したうえで、甲へ新たな提案を行い、報告書を取りまとめること。

第3章 成果品

第35条 (成果品)

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ①報告書2部
- ②報告書電子媒体 (CD-R) 一式
- ③大規模盛土造成地 (宅地) カルテ一式
 - ・概要、総評版カルテ (ガイドラインのカルテ様式1)
 - ・現地踏査票 (ガイドラインのカルテ様式3)
 - ・現地踏査写真票 (ガイドラインのカルテ様式4)
- ④第二次スクリーニングの優先度評価結果表一式
 - ・大規模盛土造成地調査一覧表
 - ・優先度評価一覧表
 - ・その他第二次スクリーニング計画候補箇所に関する結果資料
- ⑤適用した関係法令、規則、国の指針、考え方の整理
- ⑥打合せ協議記録簿
- ⑦その他、打合せ協議等で必要が生じたもの (大規模盛土造成地マップを含む)

第36条 (成果品に対する責任の範囲)

乙は、業務終了後、成果品に不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。
これに対する経費は乙が負担とする。

大規模盛土造成地310箇所リスト

	箇所番号	所在地
1	浦賀0001	横須賀市浦上台 1 丁目
2	浦賀0002	横須賀市浦上台 2 丁目
3	浦賀0003	横須賀市浦上台 4 丁目
4	浦賀0004	横須賀市浦上台 3 丁目
5	浦賀0005	横須賀市走水 1 丁目
6	浦賀0006	横須賀市小原台
7	浦賀0007	横須賀市小原台
8	浦賀0008	横須賀市小原台
9	浦賀0009	横須賀市鴨居 3 丁目
10	浦賀0010	横須賀市鴨居 3 丁目
11	浦賀0011	横須賀市鴨居 4 丁目
12	浦賀0012	横須賀市鴨居 4 丁目
13	浦賀0013	横須賀市鴨居 4 丁目
14	浦賀0014	横須賀市吉井 3 丁目
15	浦賀0015	横須賀市浦賀 2 丁目
16	浦賀0016	横須賀市吉井 4 丁目
17	浦賀0017	横須賀市浦賀 2 丁目
18	浦賀0018	横須賀市浦賀 3 丁目
19	浦賀0019	横須賀市浦賀 3 丁目
20	浦賀0020	横須賀市浦賀 3 丁目
21	浦賀0021	横須賀市浦賀 3 丁目
22	浦賀0022	横須賀市浦賀 5 丁目
23	浦賀0023	横須賀市浦賀 5 丁目
24	浦賀0024	横須賀市浦賀 5 丁目
25	浦賀0025	横須賀市二葉 2 丁目
26	浦賀0026	横須賀市二葉 2 丁目
27	浦賀0027	横須賀市鴨居 1 丁目
28	浦賀0028	横須賀市東浦賀 1 丁目
29	浦賀0029	横須賀市鴨居 1 丁目
30	浦賀0030	横須賀市鴨居 2 丁目
31	浦賀0031	横須賀市鴨居 2 丁目
32	浦賀0032	横須賀市鴨居 2 丁目
33	浦賀0033	横須賀市鴨居 2 丁目
34	浦賀0034	横須賀市鴨居 2 丁目
35	浦賀0035	横須賀市鴨居 2 丁目
36	浦賀0036	横須賀市鴨居 2 丁目
37	浦賀0037	横須賀市鴨居 2 丁目

38	浦賀0038	横須賀市鴨居 2 丁目
39	浦賀0039	横須賀市鴨居 2 丁目
40	浦賀0040	横須賀市東浦賀 2 丁目
41	浦賀0041	横須賀市鴨居 2 丁目
42	浦賀0042	横須賀市鴨居 2 丁目
43	浦賀0043	横須賀市浦賀 6 丁目
44	浦賀0045	横須賀市浦賀 6 丁目
45	浦賀0046	横須賀市浦賀丘 2 丁目
46	浦賀0047	横須賀市浦賀丘 2 丁目
47	浦賀0048	横須賀市浦賀 6 丁目
48	浦賀0049	横須賀市吉井 1 丁目
49	浦賀0051	横須賀市浦賀丘 1 丁目
50	浦賀0052	横須賀市浦賀丘 2 丁目
51	浦賀0053	横須賀市浦賀丘 2 丁目
52	浦賀0054	横須賀市浦賀 7 丁目
53	浦賀0055	横須賀市浦賀 7 丁目
54	浦賀0056	横須賀市浦賀丘 3 丁目
55	浦賀0057	横須賀市浦賀丘 3 丁目
56	浦賀0058	横須賀市西浦賀 2 丁目
57	浦賀0059	横須賀市西浦賀 2 丁目
58	浦賀0060	横須賀市吉井 1 丁目
59	浦賀0061	横須賀市吉井 1 丁目
60	浦賀0062	横須賀市浦賀丘 2 丁目
61	浦賀0063	横須賀市光風台
62	浦賀0064	横須賀市光風台
63	浦賀0065	横須賀市光風台
64	浦賀0066	横須賀市西浦賀 3 丁目
65	浦賀0067	横須賀市西浦賀 3 丁目
66	浦賀0068	横須賀市西浦賀 3 丁目
67	浦賀0069	横須賀市西浦賀 3 丁目
68	浦賀0070	横須賀市西浦賀 3 丁目
69	浦賀0071	横須賀市西浦賀 5 丁目
70	浦賀0072	横須賀市西浦賀 5 丁目
71	浦賀0073	横須賀市西浦賀 5 丁目
72	浦賀0074	横須賀市西浦賀 5 丁目
73	浦賀0075	横須賀市西浦賀 6 丁目
74	久里浜0001	横須賀市佐原 2 丁目
75	久里浜0002	横須賀市佐原 2 丁目
76	久里浜0003	横須賀市佐原 1 丁目

77	久里浜0004	横須賀市佐原3丁目
78	久里浜0005	横須賀市内川1丁目
79	久里浜0006	横須賀市佐原3丁目
80	久里浜0007	横須賀市佐原4丁目
81	久里浜0008	横須賀市岩戸4丁目
82	久里浜0009	横須賀市岩戸3丁目
83	久里浜0010	横須賀市岩戸2丁目
84	久里浜0011	横須賀市岩戸1丁目
85	久里浜0012	横須賀市佐原3丁目
86	久里浜0013	横須賀市佐原5丁目
87	久里浜0014	横須賀市若宮台
88	久里浜0015	横須賀市久比里1丁目
89	久里浜0016	横須賀市久比里1丁目
90	久里浜0017	横須賀市久比里1丁目
91	久里浜0019	横須賀市久比里2丁目
92	久里浜0020	横須賀市久比里2丁目
93	久里浜0021	横須賀市久比里2丁目
94	久里浜0022	横須賀市久里浜台2丁目
95	久里浜0023	横須賀市久里浜台2丁目
96	久里浜0024	横須賀市長瀬2丁目
97	久里浜0025	横須賀市久村
98	久里浜0026	横須賀市ハイランド4丁目
99	久里浜0027	横須賀市久里浜3丁目
100	久里浜0028	横須賀市ハイランド1丁目
101	久里浜0030	横須賀市ハイランド1丁目
102	久里浜0031	横須賀市神明町
103	久里浜0032	横須賀市神明町
104	久里浜0033	横須賀市神明町
105	久里浜0034	横須賀市神明町
106	久里浜0035	横須賀市長瀬1丁目
107	西0001	横須賀市湘南国際村3丁目
108	西0002	横須賀市湘南国際村3丁目
109	西0003	横須賀市湘南国際村1丁目
110	西0004	横須賀市湘南国際村2丁目
111	西0005	葉山町下山口
112	西0006	横須賀市秋谷
113	西0007	横須賀市秋谷
114	西0008	横須賀市秋谷
115	西0009	横須賀市秋谷

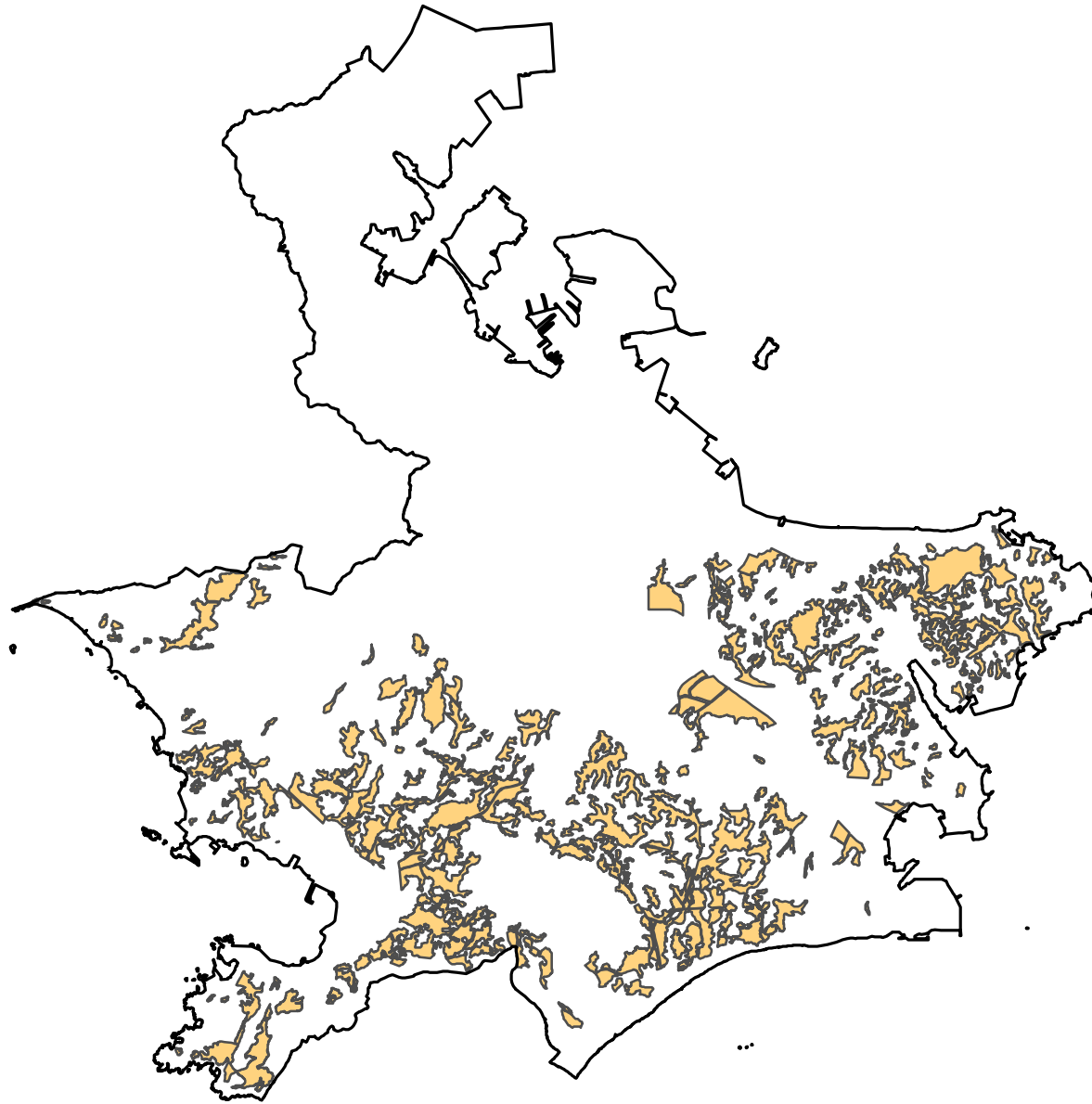
116	西0010	横須賀市秋谷
117	西0011	横須賀市秋谷
118	西0012	横須賀市秋谷
119	西0013	横須賀市子安
120	西0014	横須賀市芦名3丁目
121	西0015	横須賀市長坂5丁目
122	西0016	横須賀市芦名3丁目
123	西0017	横須賀市長坂5丁目
124	西0018	横須賀市長坂5丁目
125	西0019	横須賀市長坂5丁目
126	西0020	横須賀市長坂5丁目
127	西0023	横須賀市太田和5丁目
128	西0024	横須賀市太田和5丁目
129	西0025	横須賀市太田和5丁目
130	西0026	横須賀市太田和5丁目
131	西0027	横須賀市太田和5丁目
132	西0028	横須賀市山科台
133	西0029	横須賀市衣笠町
134	西0030	横須賀市秋谷2丁目
135	西0031	横須賀市秋谷1丁目
136	西0032	横須賀市芦名2丁目
137	西0033	横須賀市秋谷1丁目
138	西0034	横須賀市秋谷1丁目
139	西0035	横須賀市芦名1丁目
140	西0036	横須賀市芦名2丁目
141	西0037	横須賀市芦名2丁目
142	西0038	横須賀市芦名1丁目
143	西0039	横須賀市芦名1丁目
144	西0040	横須賀市芦名1丁目
145	西0041	横須賀市佐島の丘2丁目
146	西0042	横須賀市佐島の丘2丁目
147	西0043	横須賀市佐島の丘1丁目
148	西0044	横須賀市佐島3丁目
149	西0045	横須賀市佐島2丁目
150	西0046	横須賀市佐島1丁目
151	西0047	横須賀市佐島1丁目
152	西0048	横須賀市佐島1丁目
153	西0049	横須賀市長坂4丁目
154	西0050	横須賀市長坂5丁目

155	西0051	横須賀市長坂3丁目
156	西0052	横須賀市長坂3丁目
157	西0053	横須賀市長坂4丁目
158	西0054	横須賀市長坂3丁目
159	西0055	横須賀市芦名1丁目
160	西0056	横須賀市長坂4丁目
161	西0057	横須賀市荻野
162	西0058	横須賀市荻野
163	西0059	横須賀市太田和4丁目
164	西0060	横須賀市太田和4丁目
165	西0061	横須賀市太田和5丁目
166	西0062	横須賀市太田和5丁目
167	西0063	横須賀市太田和4丁目
168	西0064	横須賀市太田和4丁目
169	西0065	横須賀市太田和4丁目
170	西0066	横須賀市太田和5丁目
171	西0067	横須賀市太田和5丁目
172	西0068	横須賀市太田和5丁目
173	西0069	横須賀市太田和5丁目
174	西0070	横須賀市山科台
175	西0071	横須賀市山科台
176	西0072	横須賀市武5丁目
177	西0073	横須賀市武1丁目
178	西0074	横須賀市武1丁目
179	西0075	横須賀市武1丁目
180	西0076	横須賀市武1丁目
181	西0077	横須賀市武1丁目
182	西0078	横須賀市武1丁目
183	西0079	横須賀市太田和4丁目
184	西0080	横須賀市太田和1丁目
185	西0081	横須賀市荻野
186	西0082	横須賀市太田和2丁目
187	西0083	横須賀市太田和1丁目
188	西0084	横須賀市太田和1丁目
189	西0085	横須賀市太田和3丁目
190	西0086	横須賀市太田和1丁目
191	西0088	横須賀市太田和1丁目
192	西0089	横須賀市武3丁目
193	西0090	横須賀市武4丁目

194	西0091	横須賀市武3丁目
195	西0092	横須賀市武3丁目
196	西0093	横須賀市林1丁目
197	西0094	横須賀市林2丁目
198	西0095	横須賀市武3丁目
199	西0096	横須賀市林3丁目
200	西0097	横須賀市林3丁目
201	西0098	横須賀市長井1丁目
202	西0099	横須賀市林5丁目
203	西0100	横須賀市林4丁目
204	西0101	横須賀市須軽谷
205	西0102	横須賀市須軽谷
206	西0103	横須賀市須軽谷
207	西0104	横須賀市須軽谷
208	西0105	横須賀市須軽谷
209	西0106	横須賀市須軽谷
210	西0107	横須賀市須軽谷
211	西0108	横須賀市須軽谷
212	西0109	横須賀市長井1丁目
213	西0110	横須賀市長井1丁目
214	西0111	横須賀市長井1丁目
215	西0112	横須賀市長井1丁目
216	西0113	横須賀市長井5丁目
217	西0114	横須賀市長井5丁目
218	西0115	横須賀市長井5丁目
219	西0116	横須賀市長井3丁目
220	西0117	横須賀市長井2丁目
221	西0118	横須賀市長井6丁目
222	西0119	横須賀市長井6丁目
223	西0120	横須賀市長井6丁目
224	西0121	横須賀市長井4丁目
225	大津0001	横須賀市大津町4丁目
226	大津0002	横須賀市大津町4丁目
227	大津0004	横須賀市大津町2丁目
228	大津0005	横須賀市馬堀町1丁目
229	大津0006	横須賀市馬堀町1丁目
230	大津0008	横須賀市桜が丘2丁目
231	大津0009	横須賀市桜が丘2丁目
232	大津0010	横須賀市馬堀町3丁目


233	大津0011	横須賀市馬堀町3丁目
234	大津0012	横須賀市馬堀海岸4丁目
235	大津0013	横須賀市馬堀町4丁目
236	大津0014	横須賀市馬堀町4丁目
237	大津0016	横須賀市走水1丁目
238	大津0017	横須賀市走水2丁目
239	大津0018	横須賀市走水2丁目
240	大津0019	横須賀市走水2丁目
241	大津0020	横須賀市走水2丁目
242	大津0021	横須賀市大津町5丁目
243	大津0022	横須賀市大津町5丁目
244	大津0023	横須賀市根岸町4丁目
245	大津0024	横須賀市根岸町5丁目
246	大津0026	横須賀市大津町5丁目
247	大津0027	横須賀市大津町4丁目
248	大津0028	横須賀市根岸町1丁目
249	大津0030	横須賀市根岸町1丁目
250	大津0031	横須賀市根岸町1丁目
251	大津0032	横須賀市根岸町2丁目
252	大津0035	横須賀市池田町1丁目
253	大津0036	横須賀市池田町1丁目
254	大津0037	横須賀市池田町1丁目
255	大津0039	横須賀市池田町1丁目
256	大津0041	横須賀市池田町2丁目
257	大津0042	横須賀市池田町5丁目
258	大津0043	横須賀市池田町5丁目
259	大津0045	横須賀市池田町2丁目
260	北下浦0001	横須賀市粟田2丁目
261	北下浦0002	横須賀市光の丘
262	北下浦0004	横須賀市光の丘
263	北下浦0005	横須賀市長沢5丁目
264	北下浦0006	横須賀市長沢6丁目
265	北下浦0007	横須賀市長沢6丁目
266	北下浦0008	横須賀市長沢6丁目
267	北下浦0009	横須賀市長沢6丁目
268	北下浦0010	横須賀市長沢6丁目
269	北下浦0011	横須賀市長沢6丁目
270	北下浦0012	横須賀市光の丘
271	北下浦0013	横須賀市光の丘

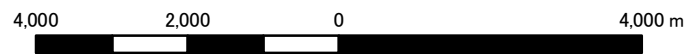
272	北下浦0014	横須賀市長沢 6 丁目
273	北下浦0015	横須賀市長沢 6 丁目
274	北下浦0016	横須賀市野比 1 丁目
275	北下浦0017	横須賀市長沢 6 丁目
276	北下浦0018	横須賀市長沢 6 丁目
277	北下浦0019	横須賀市長沢 5 丁目
278	北下浦0020	横須賀市長沢 6 丁目
279	北下浦0021	横須賀市長沢 6 丁目
280	北下浦0022	横須賀市野比 1 丁目
281	北下浦0023	横須賀市長沢 5 丁目
282	北下浦0024	横須賀市長沢 4 丁目
283	北下浦0025	横須賀市長沢 4 丁目
284	北下浦0026	横須賀市長沢 4 丁目
285	北下浦0027	横須賀市長沢 4 丁目
286	北下浦0028	横須賀市長沢 3 丁目
287	北下浦0029	横須賀市野比 1 丁目
288	北下浦0030	横須賀市野比 2 丁目
289	北下浦0031	横須賀市野比 2 丁目
290	北下浦0032	横須賀市野比 4 丁目
291	北下浦0033	横須賀市野比 3 丁目
292	北下浦0034	横須賀市野比 3 丁目
293	北下浦0035	横須賀市野比 3 丁目
294	北下浦0036	横須賀市野比 3 丁目
295	北下浦0037	横須賀市野比 4 丁目
296	北下浦0038	横須賀市野比 5 丁目
297	北下浦0039	横須賀市津久井 5 丁目
298	北下浦0040	横須賀市津久井 5 丁目
299	北下浦0041	横須賀市津久井 5 丁目
300	北下浦0042	横須賀市津久井 5 丁目
301	北下浦0043	横須賀市津久井 5 丁目
302	北下浦0044	横須賀市津久井 5 丁目
303	北下浦0045	横須賀市津久井 5 丁目
304	北下浦0046	横須賀市グリーンハイツ
305	北下浦0047	横須賀市グリーンハイツ
306	北下浦0048	横須賀市長沢 1 丁目
307	北下浦0049	横須賀市グリーンハイツ
308	北下浦0050	横須賀市長沢 1 丁目
309	北下浦0051	横須賀市津久井 3 丁目
310	北下浦0052	横須賀市津久井 4 丁目



大規模盛土造成地(310箇所)

凡例

 大規模盛土造成地310箇所



1:100,000

個人情報の取扱いに関する特記事項（令和4年度）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

個人情報の取扱いに関する特記事項（令和5年度以降）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な取得等）

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（適正な管理）

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出しはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、法第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報に関する秘密の保持）

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

（資料等の返還、引き渡し若しくは消去）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該

個人情報復元できないように確実に消去しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意のみで利用可能で、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

- 2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例

業務名：令和4年度
大規模盛土造成地変動予測調査業務（その2）
施行場所：横須賀市内南・西地区（310箇所）
委託者：横須賀市 <都市部開発指導課>
受託者：〇〇〇〇（会社名）
令和〇〇年〇月〇日

欄のみ。
番号は記入しない

No.	
DB	
ID	
受	

竣工日を記載

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：〇〇〇
ウイルス定義：〇〇〇〇年〇月〇日版
チェック年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
フォーマット形式：IS09660（レベル1）

提出媒体ケース背表紙表示例

令和4年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務（その2） 令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載